

法人県民税・事業税の税率一覧表（R2.12.1現在）

長野県／県税事務所

法人県民税 ※超過課税を行っています。			法人事業税 ※標準税率を適用しています。											
法人の区分	税率		事業の区分	法人の区分	課税標準の区分	税率								
	H26.10.1以後 開始事業年度	R1.10.1以後 開始事業年度				H26.10.1以後 開始事業年度	H27.4.1以後 開始事業年度	H28.4.1以後 開始事業年度	R1.10.1以後 開始事業年度	R2.4.1以後 開始事業年度				
法人 税割 額	資本金の額又は出資金の額が1億円以下かつ法人税額（分割前）が1千万円※以下の法人（清算法人（注1）を除く）	3.2%	1.0%	1 （製造業、建設業、飲食業、不動産業など）	普通法人、公益法人等、人格なき社団等	所得割	所得のうち年400万円以下の金額※	3.4%			3.5%			
	上記以外の法人	4.0%	1.8%				所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額※	5.1%			5.3%			
所得のうち年800万円を超える金額※及び清算所得（注4）							6.7%			7.0%				
※ 事業年度が1年に満たない場合の法人税額は、次の算式により算出された額となります。 1千万円×事業年度月数（端数切り上げ）÷12 （注1）清算法人とは、平成22年9月30日までに解散した清算中の法人をいいます。							2, 3以外の事業	特別法人 （協同組合、信用金庫、医療法人など）	所得割	所得のうち年400万円以下の金額※	3.4%			3.5%
					所得のうち年400万円を超える金額※及び清算所得（注4）	4.6%				4.9%				
					資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所（事業所）がある法人の所得	6.7%				7.0%				
					資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	所得割		所得のうち年400万円以下の金額※	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%		
								所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額※	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%		
								所得のうち年800万円を超える金額※及び清算所得（注4）	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%		
					2 電気供給業（3を除く）、ガス供給業、保険業	収入割	付加価値割	付加価値額	0.48%			0.72%		1.2%
				資本割			資本金等の額	0.20%			0.30%			0.5%
均 等 割 額	資本金等の額（注2）	均等割額 ※（注3）	※ 事業年度が1年に満たない場合は、当該均等割額に事業年度月数（端数切り捨て）を乗じ12で除して得た金額となります。 （注2） 資本金等の額は、原則、法人税法施行令で定める金額です。 ただし、資本金等の額が資本金+資本準備金の合計額を下回る場合は、合計額が基準となります。 （注3） 平成20年4月1日以後開始する事業年度から「長野県森林づくり県民税」が加算されています。それ以前の事業年度は、金額が異なります。											
	50億円超	840,000円												
	10億円超 50億円以下	567,000円												
	1億円超 10億円以下	136,500円												
	1,000万円超 1億円以下	52,500円												
	上記以外の法人	21,000円												
			※ 事業年度が1年に満たない場合の所得の区分は、当該金額に事業年度月数（端数切り上げ）を乗じ、12で除して得た金額となります。 （注4） 清算所得とは、平成22年9月30日までに解散した法人の清算所得をいいます。											

【地方法人特別税】（平成20年10月1日以後開始事業年度より適用）

上記により計算した法人事業税の所得割又は収入割額に対して、次の表の区分に応じた税率により計算した額が、地方法人特別税の税額となります。

※ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税は廃止され、法人事業税に統合・復元されます。

課税標準の区分	税率				
	H26.9.30以前 開始事業年度	H26.10.1以後 開始事業年度	H27.4.1以後 開始事業年度	H28.4.1以後 開始事業年度	R1.10.1以後 開始事業年度
外形標準課税法人の所得割額	148%	67.4%	93.5%	414.2%	廃止
外形標準課税法人以外の法人の所得割額	81%	43.2%			
収入金課税法人の収入割額	81%	43.2%			

◎ ご不明な点は、お近くの県税事務所へお尋ねください。

◎ 税率は都道府県により異なることがあります。本県以外の都道府県に申告する際は、各都道府県にお尋ねください。

【特別法人事業税】（令和元年10月1日以後開始事業年度より適用）

上記により計算した法人事業税の所得割額又は収入割額に対して、次の表の区分に応じた税率により計算した額が、特別法人事業税の税額となります。

※ 左記において復元される法人事業税の一部（約3割）を分離し、特別法人事業税とするもの。

課税標準の区分	税率	
	R1.10.1以後 開始事業年度	R2.4.1以後 開始事業年度
外形標準課税法人の所得割額	260%	
外形標準課税法人以外の普通法人の所得割額	37%	
所得金額課税となる特別法人の所得割額	34.5%	
収入金額課税法人（下記以外）の収入割額	30%	
収入金額課税法人（発電事業又は小売電気事業）の収入割額	30%	40%